



このコーナーでは、分かりにくい法律に關係する素朴な疑問や問題に、法律に詳しいジャーナリストが解説しています。さて、今回の問題は？

Q: 住専の経営破綻で農協の巨額融資は回収できるのか、あるいは住専が清算された場合、最大手貸し手の農協も連鎖倒産するという話も出てくるようですが、農家が組合員に預けた貯金はどうなるでしょうか。

A: 確かに農林中金、信連、共済連だけでも6兆円近い融資残高がありますが、住専が倒産という最悪事態になっても、農家が農協に預けた貯金や共済にはまず影響することはありません。今の日本の金融システムでは貯金は全額保証されるという原則があります。この間も東京のコスモ信金や大阪の木津信金が経営破綻に陥った時も、政府や日銀の支援を受けて預金を全額保証する措置を講じています。この点についてはまったく心配は要りません。

Q: 住専問題はどつたりしますが、A: その前に住専の設立経緯を簡単に紹介しておきましょう。住専は、個人住宅ローンを扱う目的で銀行などによって設立されました。

ところが、その銀行が住宅ローンに乗り出したため、住専の経営が急速に悪化それが契機で地上げまがいの融資などに

# 住専問題が浮上した農協農家にはどう影響するか

## 問題の経緯

海外にも「ジューセン問題」と知れ渡った住宅金融専門会社（住専）の不良債権問題。バブル経済の破綻をまともに喰らった。金融機関からの借入金約13兆円のうち約6割以上を焦げ付かせている。その住専に対する最大手貸し手が農協系金融機関。そこで新聞やテレビは連日、農協金融と結び付けて住専問題を取り扱っている。いくつか質問が住専問題の先行きを心配する農家から寄せられた。

のめり込み、バブル破綻で経営破綻が表面化したのです。

大蔵省が公表した住専7社が抱える損失は、総額8兆4000億円でした。本来は、貸し手が損失を被ることになりませんが、先ほども説明したように、最大手貸し手が農林中金、都道府県信連や共済連など農協系です。農林中金は別として

信連や共済連は、協同組合・金融ですから利益が出ると組合員に分配しますの

で、都銀のように手厚い内部留保がありません。しかもバブル期には株や債券でも大失敗をしていますから、住専破綻に伴う損失負担には体力的には耐えることができないのです。それで、農協系は住専を設立した母体行に責任があり、その銀行は貸し手に責任があるとの立場で、双方が激しい争いを続けているのです。

Q: その母体行責任と貸し手責任はどう決着しますか。

A: うーん、難しい質問ですね。普通、金融機関に融資が申し込まれますと、相手の信用をチェックしますね。この住専問題は、まさにここがポイントで農協系が十分な信用調査を実施せず貸し込んだ疑いが極めて強いようです。

Q: それはどつたりですか。

A: 住専は大蔵省直轄の準金融機関と認められていましたから、農協系は絶対に安全だと信じ込んでいたようですね。ところが住専が金融機関として認められたのは、個人住宅ローンを扱うという限定条件が農水省通達でついていたのです

が、農協系はこれを守らなかったのです。バブル当時、農地売却代金などが急増した農協系金融機関は、資金運用先がなくて困っていたのです。そんな時に住専が

らの融資は渡りに舟だったのではないのでしょうか。もつとも借り手の住専にも法令違反などの事実もあったようですね。どつちもどつちという面もありますね。

Q: それで審査もなく融資に応じたのですか。

A: その通りでしょう。住専は、年内に損失額を確定して、その損失分担を決め、一挙に住専処理を図ろうという考えです。その場合、農協系が貸し手責任を免れて一銭も負担しないというのは、ちょっと難しいと思いますよ。最終的には農協にも応分の損失分担が求められるでしょう。そうなる

場合、損失負担ができない信連に、清算を条件として公的資金を投入する案が出ています。そうなる

Q: ありがとうございます。

## 相談者募集のお知らせ

編集部では、皆様からの質問のお手紙を募集いたしております。誌面上は、氏名の掲載をすることはありませんので、安心してご応募ください。ただし、編集部より詳細について質問をさせていただくことがありますので、氏名、住所、電話番号は必ずご明記ください。応募先：〒169 東京都新宿区高田馬場4-30-19 (株) 農業技術通信社「農業経営者」編集部宛